

明治前期岩手県における仁恵学校の特質

— 県教育行政との関わりから —

軽部 勝一郎

1. はじめに

本稿は、1870年代から80年代にかけてのいわゆる「学制」期、「教育令」期において、岩手県に設置された「貧民学校」と称される仁恵学校に焦点を当て、その特質を、当時の岩手県の教育行政との関わりから検討するものである。

1872（明治5）年に公布された「学制」の第24章には、「貧人小学ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ設ク。其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テス。是専ラ仁恵ノ心ヨリ組立ルモノナリ。仍テ仁恵学校トモ称スヘシ⁽¹⁾」との規定がある。この規定をうけて佐藤秀夫は、「貧人小学は、教育費の受益者負担原則を前提としたために、『貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ』『其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テス』る特設の貧民学校であり、富者の仁恵心によるところから『仁恵学校』とも称されるとされた⁽²⁾」と述べている。この佐藤の見解からも明らかなように、「学制」期の仁恵学校は、「貧民学校」として研究史上とらえられてきている。

「貧民学校」研究については、久木幸男が、「『貧民学校』には1903年（明治36）に始まる東京市立特殊尋常小学校を代表例とする公立学校と、慈善学校の名で総称される私立学校とがあるが、数少ない先行研究は前者に集中しており、後者を扱ったものとしては僅かに戸田金一の業績が知られるにとどまる⁽³⁾」と指摘したように、研究の蓄積が十分とはいえない状況にあり、これは今日に至ってもほぼ同様の状況にあるといえる。とりわけ「学制」期の仁恵学校については個別の事例研究が存在しない状況にあり、その性格もいまだ明らかにされてはいない。そのようななか、2002年の全国地方教育史学会第25回大会において、戸田金一が「飽田仁恵学校の沿革について」を発表し、1875（明治8）年4月に秋田において開設された飽田仁恵学校に関する一連の史料の提示をおこなった。この研究発表により、「学制」期の仁恵学校像の一つの類型が具体的に示され、今後のさらなる研究の必要性が明らかにされた。

本稿では、こうした先行研究の動向をふまえて、「学制」期における仁恵学校の特質を岩手県の事例をもとに検討分析することとした。また、岩手県では、1886（明治19）年の「小学校令」において規定された、授業料非徴収の小学簡易科が比較的多く設置され、小学簡易科の設置を求める民衆の教育要求の存在を窺うことができる⁽⁴⁾。仁恵学校と後の小学簡易科との関わりについても、明らかにする必要のある課題であると考えているが、本稿ではその検討を十分におこなうことはできない。よって、この点は今後の課題としたいが、後の小学簡易科につながるという視点をもちつつ、岩手県の仁恵学校の分析を、とりわけ県の小学校施策に着目しながらおこなっていききたい。

なお、現在の岩手県は、旧岩手県、磐井県（1875年11月21日以前は水沢県）の陸中3郡、旧青森県の二戸郡、旧宮城県の気仙郡が合併して、1876（明治9）年5月25日に成立したものであるため、本来ならば現岩手県と旧岩手県とは表記上区別するべきであるが、煩雑になるのを避けるため、本稿ではそうした表記上の区別をおこなわず、必要に応じてその都度説明を施すことにした。

2. 「学制」期の「貧人小学」

ここで「学制」期の「貧人小学」について、先行研究をもとにその概要を記しておきたい。「貧人小学」は、先述したように「学制」の第24章に、富者の寄付金によって設置される小学校として規定されたが、この「貧人小学」の規定について田中勝文は、「貧人小学はイギリスやフランスなどの慈善学校（明治初年には仁恵学校等の名で紹介されている）に倣い⁽⁵⁾」と、その起源について述べている。しかし、「貧人小学」の設置は一部地域に限られたことが、これまで明らかにされてきている。土屋忠雄は、「貧人小学」を「貧困者のための特別小学校⁽⁶⁾」と位置づけたうえで、「書籍類の貸与や、授業料の軽減などは、貧困者に対する方策として広く

各府県で行われているようであるが、貧人小学の施設にまで進んでいる例は、あまり数多くないのではないかと述べ、その設置を確認し得たものとして、1876(明治9)年の『文部省年報』に記載された記述から、石川県の蘭明仁恵小学校など私立の7校、秋田県の公立飽田仁恵学校、岩手県の公立貧人小学を挙げている⁽⁹⁾。また、田中勝文は、「学制」期に「貧人小学」が設けられたのは、石川、秋田、愛媛、東京、三瀬の諸府県であるとする⁽⁹⁾。佐藤秀夫は、「貧人小学」設置に本格的に着手した地域として石川県を、文部省からの小学扶助委託金や学区内集金の一部を用いて「貧人小学」を設置した地域として、岐阜県および岩手県を挙げている。しかし、「民費負担による尋常小学校建設が当面の急務とされていたから、貧民学校にまで手をまわす余裕のない地域の方が多かったと考えられる⁽¹⁰⁾」と、「貧人小学」がそれほどの普及をみなかった理由について述べている。

先行研究のなかで、岩手県の事例を比較的重視しているのは土屋忠雄である。土屋は、岩手県上有芸村仁恵学校設立にあたっての嘆願書を取り上げ、その文面から、「岩手県では仁恵小学校設立を勧奨し、官民合作によって設立、維持して行ったことが窺われ、就学促進には寄与したものとと思われる⁽¹¹⁾」との見解を示している。一方、戸田金一は、1875(明治8)年に秋田に設置された飽田仁恵学校が、普通校とは分離し、有志者による個人寄付によって運営された特殊学校として仁恵学校に位置づくのに対し、岩手県の「貧民学校」は、「学区設立の公立校であり、有志個人の醸出金＝寄進金有無の検討と、貧人のみのための分離した特殊学校であったかの考察を要するに思う。端的に言えば、貧乏学区が二種の学校を設置したとは考え難いのである⁽¹²⁾」と、岩手県の「貧民学校」を仁恵学校として位置づけるにあたっては、さらなる考察が必要であるとの見解を示している⁽¹³⁾。

土屋は、岩手県の「貧民学校」には「官民合作」という側面がみられる、と指摘しているが、むしろ「貧民学校」の創出は、県の小学校施策の一環として位置づけて考える必要がある。よって、戸田の指摘した、富者の仁恵心が「貧民学校」の設置に反映されていたのか、ということについても注意深くみていかなければならない。こうした先行研究での指摘をふまえて、次節以降において岩手県の仁恵学校の特質について検討していくこととする。

3. 岩手県の「貧民学校」における財政的基盤

岩手県における「学制」をうけての小学校の設立は1873(明治6)年に始まるが、同年に開設された小学校のなかで、寄木平、山後谷地、駒木野、籬野の4学校に対しては、その運営資金を県が支出し、官立学校という形で発足している。この4学校は「開墾所学校」と称され、岩手県の士族婦農事業に伴い開かれた開墾所に設置されたものであったため、その運営資金が県によって賄われた⁽¹⁴⁾。この4学校を、後の「貧民学校」の嚆矢とすることができる。この4学校は、発足当初は大蔵省委託の開墾資金を富商に預けた際に得た利子を用いて運営されたが、1874(明治7)年に開墾資金支出法が変更となり、その利子を小学校費に充てることができなくなったため、それ以後財源が文部省扶助委託金の利子収入に移された⁽¹⁵⁾。後に設置される「貧民学校」にも文部省扶助委託金をもとに資金が拠出されており、「貧民学校」の財政的基盤は文部省扶助委託金にあったということが出来る⁽¹⁶⁾。

小学扶助委託金は学校教育の普及を図る目的で、文部省より各府県に配分された初等教育費国庫補助金で、「学制」頒布後まもなくの1873(明治6)年1月に制定された。「学制」第99章(明治6年1月8日「文部省布達第一号」により改正)には小学扶助委託金について、「人員男女共老万人ニ付当分ノ内九拾円一人ニ付九厘ノ割、金貳拾九万三千五百貳拾七円六拾壹錢一厘三府六十九県、此金高は今般定ムル所ノ学制ニ因リテ小学設立ノ基礎ニ立チテ之ヲ渡スモノトス⁽¹⁷⁾」と記されており、学費の受益者負担を原則とした「学制」の下での小学校費を補助役割を、小学扶助委託金が担っていたことがわかる。しかしこの小学扶助委託金も、全国の学費収入全体の一割強を占めるに過ぎず、国庫補助金としては極めて不十分なものであった。委託金は、小学校設立運営のために用いることが原則であったが、その使途は事実上各府県の裁量に任せられていて、書籍の購入費用や教員伝習所の費用に充てた府県もみられた。また、委託金を積み立てていた府県も比較的多くみられ、岩手県もそうした県の一つであった。

1872(明治5)年から翌1873(明治6)年にかけて文部省に提出されたとみられる、岩手県の「小学校設立之数書儀付申上」には、委託金の使途について、「小学校普及設立ノ為御下渡相成候委託金ハ、富豪ノ者ニ預ケ置キ其利息ヲ収メテ民力ノ及ザル諸件ヲ相償可申事⁽¹⁸⁾」と、述べられている。すなわち、委託金を貸し付け、その利子を「民力ノ及ザル諸件」に用いる方針が、ここに示されている。

続いて、1875（明治8）年3月に岩手県が文部省に提出した上申書には、「明治六年一月以来御渡相成候御委託金当六月迄ノ分、並ニ献金寄附金等合計ノ内ヨリ追々遣払ノ金高、及当六月迄ノ費用ノ凡見込ヲ以テ引去、残金八千三百五拾円四拾五錢一厘之内七千円程別途ニ引抜き、身元髓ナル者へ抵当品引換預置キ之ヲ基本トナシ、右ヨリ取上ノ利子ヲ以テ官立学校経費・訓導等之給料ニ充テ、尚余分有之候得者、今ニ・三ヶ所官立ノ小学ヲ設立致シ度⁽¹⁹⁾」と記されている。このなかで、「右ヨリ取上ノ利子ヲ以テ官立学校経費・訓導等之給料ニ充テ」の「官立学校」とは、先述した寄木、山後谷地、駒木野、籬野の4学校を指し、「今ニ・三ヶ所官立ノ小学ヲ設立致シ度」というくだりの「官立ノ小学」とは、以後設置を予定している仁恵学校を指している。このように、1875（明治8）年に至り、委託金利子にもとづき校費支給をおこなう仁恵学校の設置が考えられている様子を窺うことができる。

さらに、同年10月に再度文部省に提出された上申書では、「本年七月ヨリ後半ヶ年分御下渡可相成御委託金三千四百円八拾貳錢四厘之内ニテ、金四百円余ハ当時現在之小学校ニいたし、残金三千円ハ前件七千円貸附候手続ニ倣、身分髓成ものへ抵当引換貸渡、都合金壹万円之金額ニ取結、右ヨリ取上之利子金ヲ以前願民力之不及場所江漸次貧民学校増設致し、其経費及教員給料等ニ充、小学普及之運相成候様仕度、此段相伺候⁽²⁰⁾」と申し出ている。この10月の上申書では、「都合金壹万円之金額ニ取結、右ヨリ取上之利子金ヲ以前願民力之不及場所江漸次貧民学校増設致し（中略）小学普及之運相成候様仕度、此段相伺候」と、「貧民学校」という言葉を用いながら、よりはっきりとした口調で仁恵学校設置の意思が示されている。このように「貧民学校」設置の意思が明確に示されたのは、次のような背景によるものと考えられる。3月の上申の際に、岩手県がそれまで積み立てていた委託金のうち、1350円を、県内の各小学校に分配することを申し出てその許可を得たため、県下の各区町村に次のような通達を出した。

今般詮議ノ上（中略）千三百五拾壹円、来六月中各小区中小学ノ数ニ準ジ分与候條、学区取締ヲ経テ受取方向申出候。尤小学校設立無之向ハ其可下渡金額六ヶ月之間県庁江留置キ、開校次第可下渡、若シ此期限ヲ過ギ開校不願出候ハバ、其金額ハ現在之小学ニ平分可致候⁽²¹⁾

すなわち、半年を経て小学校を開設しない場合には委託金の分配をおこなわないと述べて、小学校未設置の地域の開校を促したのである⁽²²⁾。しかし、分配の対象となる既設の小学校が、5月の時点で124校であったのに対し、9月になっても131校と、7校の開校にとどまった⁽²³⁾。こうした状況を重くみた県の意思が、10月の上申の文言にあらわれていると考えられる⁽²⁴⁾。

こうした経緯により整備された財政的基盤を背景として、「貧民学校」と称される仁恵学校が岩手県に設置された。

その後、1877（明治10）年2月に、小学扶助委託金は小学補助費と改称され、配布金額も大幅に減額されたが⁽²⁵⁾、「貧民学校」に対する貸付金利子の支給は引き続きおこなわれた。1880（明治13）年度をもって小学補助金は廃止され⁽²⁶⁾、1880（明治13）年7月より「貧民学校」への支給の財源は地方税に置きかえられた⁽²⁷⁾。そして、1887（明治20）年度をもって支給が廃止されるまで、「貧民学校」に対する地方税の支給が続けられた⁽²⁸⁾。

4. 岩手県における「貧民学校」施策

(1) 「開墾所学校」の開校

前節で述べたように、岩手県の「貧民学校」の嚆矢は、1873（明治6）年に開かれた「開墾所学校」にある。1870（明治3）年、岩手県の前身盛岡藩は、士族卒族の救済事業として、管内の駒木野、籬（野）、寄木平、山後谷地の4ヶ所を開拓入植地に指定し、集団移民による開拓事業を開始した⁽²⁹⁾。この4入植地に開かれたのが、「開墾所学校」である。4小学校の校費は県によって拠出され、1875（明治8）年5月からは、一校あたりそれぞれ毎月6円が支給されていたことが、「岩手県庁文書」により明らかである⁽³⁰⁾。なお、「貧民学校」という名称は、1875（明治8）年8月に文部省に提出された、『文部省第二年報』所収の「岩手県学事年報」にすでにみられるが⁽³¹⁾、「岩手県庁文書」においてこれらの学校が「貧民学校」と称されるようになるのは、1876（明治9）年6月からである⁽³²⁾。

なお、「開墾所学校」の設立経緯について、岩手県における明治前期の教育行政の沿革について記した「学務課沿革」には、「（明治6年…引用者註）四月、第一中学区寄木村平野、西安庭村籬野、大更村山後谷地野、西根村駒木野ニ四学校ヲ官立ス。此四野ハ旧盛岡藩ニ於テ藩卒ヲ移シテ開墾ニ従事セシメタル所ニシテ、其父兄ハ稍文字ヲ知り、子弟ノ就学ヲ希フモ、固ヨリ無産ノ氓民ニシテ学資ヲ得ルコト能ハス。幸ニ大蔵省委

托ノ開墾資金ニ少ク余瀛アルヲ以テ之ヲ富商ニ寄セ、其利子ヲ収メテ本校ノ費用ニ充テ、移民ノ志ヲ達シテ問ヲ普及セシム⁽³³⁾」と記されている。この文面から明らかのように、この4学校は「官立」学校として開設された。開墾に従事するのは帰農した旧盛岡藩士族卒族ということで、「其父兄ハ稍文字ヲ知り、子弟ノ就学ヲ希」っており、その「移民ノ志ヲ達シテ問ヲ普及セシム」るために、「官立学校」を設置すると述べられている。すなわち、「貧民学校」の嚆矢である「開墾所学校」は、県の士族帰農施策の一環として設置されたといえることができる。

4学校の在籍生徒数をまとめたものが表1である。これをみると、各校とも生徒数の増減が顕著だが、これは開拓入植地の衰微のあらわれであるといえることができる。「学務課沿革」にも記されていたように、これらの開拓入植地には官費補助が支給されていたが、それが1874(明治7)年以降廃止される⁽³⁴⁾。その結果、校費補助財源が文部省扶助委託金に移されたものと考えられるが、官費補助が絶えることにより、開拓事業そのものが衰退していく。たとえば寄木平(現岩手郡松尾村)は、1870(明治3)年に畑208町余・宅地6町余が開発されたが、1879(明治12)年には畑19町8反余・宅地3町余に減少し、戸口も1879(明治12)年には266戸・1269人であったのが、1889(明治22)年には、149戸・757人に減少し⁽³⁵⁾、山後谷地(現岩手郡西根町)は、1874(明治4)年に旧盛岡藩士約120戸が入植し、畑240町余を開いたが、まもなく4戸に激減したとされる⁽³⁶⁾。こうした開拓入植地の衰微により生徒数の減少した「開墾所学校」に、校費補助を辞退する学校が出てくる。

1876(明治9)年4月、籬野学校(籬野は、現在の岩手郡雫石町)は、開拓移民の子女減少のため近隣の矢川へ移転し、矢川学校と名称を改め、同時に、委託金利子による補助を辞退する⁽³⁷⁾。同年12月には、寄木平学校が、同じく開拓移民の子女減少のため、「元村」および「移民」双方の子女の通学に適する地へ学校を移転し、同時に委託金利子による補助の辞退を申し出る⁽³⁸⁾。また、駒木野学校(駒木野は現在の岩手郡雫石町)は、表1から明らかのように生徒数の減少はみられないが、1877(明治10)年1月、「本年一日以後扶助金ヲ不仰、村内地価割賦ヲ以保護致度⁽³⁹⁾」と、委託金利子による補助辞退を申し出ている。このように、「開墾所学校」はその役割が薄れていくことによって、補助金支給の対象から、すなわち「貧民学校」の対象から外れていく。岩手県の仁恵学校の性質も、初期の士

表1 「開墾所学校」在籍生徒数(単位:人)

	1874年 (明治7)		1875年 (明治8)		1876年 (明治9)		1877年 (明治10)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
寄木平	57	34	23	1	18	0	34	1
山後谷地	30	14	35	5	34	19	28	16
駒木野	50	3	26	1	47	2	55	5
籬野 (1876年より「矢川」に名称変更)	17	6	29	1	63	2	34	0

本表は、「文部省年報」(第2～5年報)をもとに作成した。

族帰農施策の一環としての意味合いから、次の段階へ移っていくこととなる。

(2) 県の「貧民学校」設置方針と初期の「貧民学校」

岩手県が小学校費の補助をおこなう方針は、すでに「文部省第一年報」の、「委託金ハ富商ニ托シ其利潤ヲ以テ、民力ノ及ハサルヲ助クルノ目的ニシテ⁽⁴⁰⁾」という記述にみえ、「学制」期の初頭からのものであったことがわかる。1875(明治8)年にはそうした方針が具体化し、先述したように、「文部省年報」所収の「岩手県学事年報」や、文部省への県からの上申のなかにも盛り込まれるようになる。その際の「文部省第二年報」所収の記述は、「当今学資金利子ヲ以テ貧民学校四ヶ所設立有之。此外三ヶ所モ前同様利子ヲ以テ設立取計候見込ニ候事⁽⁴¹⁾」「予テ伺済ノ学資金七千円程度預ケ置、是ヨリ取上リ候利子ヲ以テ学資難償貧障ノ場所ヘ仁恵小学二三校モ設立致シ、校費訓導給料等ニ至迄相弁給シ、学事進歩候様仕度見込ニ有之候事⁽⁴²⁾」というものである。ここで「貧民学校四ヶ所設立有之」とあるのは、前項で検討した「開墾所学校」を指す。そして、「此外三ヶ所(中略)設立取計候」「学資難償貧障ノ場所ヘ仁恵小学二三校モ設立致シ」とあるが、この「学事年報」が提出された1875(明治8)年には、上有芸、安家の両小学校(ともに現在の下閉伊郡岩泉町)が開設されており、それを指すものと思われる⁽⁴³⁾。2校の開設は、「開墾所学校」以外で最初の仁恵学校の設置ということになる。

「学務課沿革」は2校が開校に至る状況について、「管内都邑ハ概子学校ヲ設ケ子弟ヲ修学セシメタルモ、

九戸閉伊二郡ノ如キ山間海浜人煙蕭疎ノ地ニ至ラハ、資産饒カナラス校費給セス目下置校ノ見込ナシト雖モ、之ヲ顧ミルトキハ遂ニ置校ノ期ナキヲ以テ、文部省委託金ヲ寄托シ其利子ヲ取メテ仁恵学校設置ノ事ヲ計リ文部省ノ允可ヲ得タリ。即チ四開墾所ノ学校ヲ仁恵学校ト為シ、続テ閉伊郡有芸、安家両小学校ヲ興ス⁽⁴⁴⁾と述べている。これによれば、「九戸閉伊二郡」は「人煙蕭疎ノ地」、つまり疲弊した土地であるため、文部省扶助委託金の利子を用いて仁恵学校を設立する方針であることがわかる。その最初の開設が、上有芸、安家の両校ということになる。

ここで、上有芸、安家両地区の地勢を概観しておきたい。上有芸地区は、小本川支流猿沢川の最上流に位置し、流域の耕地以外はほとんどが険しい山地である。「旧高田領帳」に記載されている幕末維新期の村高は88石余、戸数は1780（安永9）年の「邦内郷村志」によれば38戸、近年（1983年）でも24世帯と、山間の集落であることがわかる⁽⁴⁵⁾。また、仁恵学校設立にあたって募られた寄付金名簿には38名の出資者が記載されている⁽⁴⁶⁾。『岩泉地方史』によれば、有芸地区に手習塾が存在したか否かは明らかではないが、地区内に菅原天神社があり、好學な風土であったことが推察されるとしている⁽⁴⁷⁾。

安家地区は、安家川流域の河岸段丘・扇状地に位置する。「旧高田領帳」記載の村高は172石余、「邦内郷村志」記載の戸数は158⁽⁴⁸⁾、仁恵学校設立時に募られた寄付金名簿には59名の名が記載されている⁽⁴⁹⁾。『岩泉地方史』によれば、安家地区では近世において「家庭的な私塾教育」がおこなわれた形跡が認められ、菅原天神社は二社存在する⁽⁵⁰⁾。

このように両地区とも山間の集落で、とりわけ上有芸地区の集落としての規模は小さい。手習塾の動向は詳細にはわからず、一定の規模の教育機関が開設されたのは1875（明治8）年の仁恵学校設立が最初であったと考えられる。

「開墾所学校」に続いて、この両地区に仁恵学校が設置された理由は明らかではない。しかし、『文部省第三年報』所収の「督学局年報」の岩手県の記事には、「第十九中学区閉伊郡地方ハ公立仁恵学校ヲ三所ニ開キ、貧窮ノ士民ヲシテ就学セシムト云フ（旧斗南藩本地ニ移住スル者多シト）⁽⁵¹⁾」と記されている。興味深いのは、「旧斗南藩本地ニ移住スル者多シ」というくだりである。斗南藩は、戊辰戦争に敗れた会津藩が現在の青森県東部に転封となって作られた藩であるが、旧斗南藩士が上有芸、安家両地区に移住したという事実

については、現時点では確認し得ていない。仮にもしそれが事実ならば、上有芸、安家の2校も、帰農した土族卒族を対象とした「開墾所学校」に近い性格を有していたということになる。この点の解明は今後の課題としたいが、いずれにせよ、上有芸、安家両校の仁恵学校としての開校を、閉伊・九戸郡地域を重点においた、以後の「貧民学校」設置のモデルケースとして県がとらえていたであろうことは推察することができる。

以上のような、上有芸、安家両校の開設の翌年、1876（明治9）年には「貧民学校」が41校開設され、そのうちの33校が閉伊・九戸郡地域に属していた。このことに関する検討は次項でおこなうことにし、ここでは上有芸学校の開校伺にもとづいて「貧民学校」の概要をみとめることにしたい。まず、1875（明治8）年11月に岩手県に提出された上有芸学校の開校伺を以下に引用する。なお、この開校伺には、学校の名称が「有芸学校」として記載されている。

開校伺

- 一、学校位置 第七大学区岩手県管下第十九中学区
第五十五番小学区上有芸村
- 一、学校名称 有芸学校
- 一、学 科 尋常小学
- 一、教 則 （空欄…引用者註）
- 一、校 則 （空欄…引用者註）
- 一、教員履歴
岩手県第一大区二小区山岸村 士族 小笠原光全
当十一月四十五年二ヶ月
大中小学等級卒業之証及師範学校卒業免状無之
当県士族故遠藤升二随ヒ天保十一年ヨリ嘉永二年十二月迄都合十ヶ年支那学修業
当県士族故鈴木嘉左エ門ニ随ヒ弘化二年十二月迄都合七ヶ年和様習字修業
当県士族故村木千之亟ニ随ヒ弘化二年正月ヨリ嘉永二年十二月迄都合五年数学修業
嘉永七年正月ヨリ明治二年十月迄都合十六ヶ年旧盛岡藩書役相勤
- 一、教員給料 一ヶ年四十二円 但一ヶ月金三円五十錢
- 一、生徒員数 二十名
- 一、学校費用 書籍器械入費 一ヶ年金十円
嘗繕入費並諸雜費 同 金七円
右費用總斗 一ヶ年金五拾九円
内 金四十二円 扶助金

金九十円 助蓄金

右不足分ハ助蓄金利子ヲ以仕払ノ積⁽⁵²⁾

学科が「尋常小学」となっていることから明らかに、**「貧民学校」**とはあくまで文部省扶幼委託金利子による補助をうける学校の名称であることがわかる。

教則と校則が空欄になっているが、ほぼ同時期に開校伺を提出した安家学校の同欄をみると、「御布達之通⁽⁵³⁾」と書かれていることから考えれば、**「上有芸学校」**の場合も布達に準ずるという意味であえて空欄としたのか、詳細は明らかではない。

教員には旧盛岡藩士の小笠原光全の名が記されている。小笠原氏は禄高25石余、知行地は大迫通亀が森村（現裨賀郡大迫町）、居住地は現在の盛岡市内に位置する山岸村となっている。上有芸地区との関わりについて詳細は不明だが、当時上有芸地区（第十五大区巷番扱所）の一等副戸長であった三島屋章が、後に盛岡から出馬して県議会議員に当選していることから、副戸長の三島屋の招聘であったとも考えられる⁽⁵⁴⁾。

教員給料は年額42円で、年間の委託金利子支給額と同額となっている。「貧民学校」における委託金利子による補助が教員給与扶助を目的としていたことは、すでに「岩手近代教育史」で指摘されているが⁽⁵⁵⁾、この開校伺からもそのことが明らかである。

予定されている生徒数は20名と少ない。これはこの地区の学齢児童数が少ないことのあらわれとみることができ、こうした小規模校を維持するという意図も、県による「貧民学校」設置の背景にはあったであろうことが推察できる。

この他に注目すべきこととして、助蓄金の存在が挙げられる。助蓄金の内訳は、「岩手県教育史資料」所収の「岩手県庁文書」の翻刻から、小向市之助外37名による寄付金65円10銭と、新たに県から支給された、開校にあたっての一時金25円からなることが明らかである⁽⁵⁶⁾。

開校にあたっての一時金は、「貧民学校」に限らず支給されている。「学務課沿革」には、1877（明治10）年の小学扶幼委託金に関する説明のなかで、一時金支給の目的について、「寒郷ニテ学校設置ノ挙アルトキハ、三拾円乃至式拾五円ヲ一時給与シテ、以テ書籍器具等ヲ準備セシメタル十校余アリテ、学校設置ニ際シテ一時給与スルハ大ニ民心ヲ鼓舞シ、後來妄リニ閉校セサルノ責任ヲ生シ、学校普及上要用ノ手段ナル⁽⁵⁷⁾」と述べられている。すなわち、開校一時金は、学校維持

が困難と考えられる地区の小学校開設時に、25円ないしは30円を支給して、「民心ヲ鼓舞シ」て学校維持を図ろうとする県の意図を背景とした施策である、ということが出来る。

一方、寄付金については、これまでの研究史上では、「学制」期の寄付金は各戸の経済力に応じた賦課金に近い性格をもっている、という見方が一般的になされてきた。岩手県は教育費収入における寄付金の割合が高く、その寄付金をもとに学資金を蓄積することを県が奨励したので、むしろ岩手県を研究の対象とした場合、寄付金は賦課金に近い性格を有していたとする見解がより強調される傾向にあった⁽⁵⁸⁾。もちろん、「学制」期の寄付金にそうした傾向があったのは確かであろうが、それがすべてのケースにあてはまるとはいいきれないとする。上有芸学校のように「貧民学校」として県費補助をうける学校においては、こうした寄付金はどうの意味をもつと考えることができるのだろうか。これまでの研究の動向と同様、校費を賄うための賦課金としてとらえられるのか。また同時に、地区内富者による有志寄付金としてとらえることもできるのだろうか。そのとらえ方によって、岩手県の「貧民学校」の性格が変わってくるものと思われるが、この点に関しては今後の検討課題としたい。

(3) 新岩手県の成立と「貧民学校」の展開

先述したように、1876（明治9）年に、新しく31校の「貧民学校」が開設され、総設置数は47校となった（表2参照）。このように「貧民学校」の開設数が増加した背景には、1876（明治9）年5月25日の新岩手県の成立がある。この年旧岩手県は、南部に位置する磐井県の磐井、胆沢、江刺の3郡、北部に位置する旧青森県の二戸郡、南部に位置する旧宮城県の気仙郡を編入して、新しい岩手県、すなわち現在と同じ岩手県域が成立した。この新岩手県の成立を境にして、岩手県におけるそれまでの小学校設置方針は大きく転換した。

1873（明治6）年以來、岩手県では従来からの私塾、手習塾といった伝統的な教育機関を廃止したうえで、新たに近代学校を設立するという方針をとった。1873（明治6）年3月20日に出された「小学校開校ニ付布達」では、「従来読書手習等教示來候向ハ一般相廢候⁽⁵⁹⁾」と指令し、さらにこれを徹底するために翌1874（明治7）年10月24日に各正副戸長に対し、「私塾廢止ニ付達⁽⁶⁰⁾」を出した。この布達では、「近來に至リ一旦廢業相成候者も密に教授致し、或は家私塾開業不願出私に教諭致候向も有之哉に相聞へ」と、私塾、手習塾が引き続き

表2 岩手県における「貧民学校」数(単位:校)

郡名	1875年 明治8	1876年 明治9	1877年 明治10	1878年 明治11	1879年 明治12	1880年 明治13
岩手	4	9	7	6	6	6
和賀・ 稗貫		3	3	3	5	5
閉伊	2	24	27	29	28	28
九戸		11	19	20	20	22
二戸			1	1	1	1
合計	6	47	57	59	60	62

本表は、「学務課沿革」(1884年, 岩手県立図書館蔵)をもとに作成した。

て存在する状況を指摘し, こうした状況を改めるために各戸長が「精々取糺篤と説諭を加へ」るよう指示している。こうした方針をとる岩手県内では小学校の設置が進まず, 1875(明治8)年の時点で開設されている公立小学校は147校, そのうち閉伊郡内には41校, 九戸郡に至っては5校が設置されているにすぎなかった⁽⁶¹⁾。しかしこうした状況は, 先述した布達にもあったように, 教育機関が設置されていなかった結果というよりは, 私塾, 手習塾がなお広く分布していることのあらわれであると考えられる。

1876(明治9)年の新県発足を機に, 岩手県はそれまでの方針を転換して, 伝統的な教育機関を公立小学校に再編する方針をとった。「学務課沿革」はこの時の状況について, 「普通教育ノ拡張スヘキ理由ハ業ニ既ニ申令シ学務職員ヲシテ懇篤開諭セシメタルモ其趣旨未タ徹底セス, 唯読書算術ヲ以テ足レリト為シ大ニ小学正科ヲ厭フ。是ヲ以テ窮士族等ノ別ニ職業ナクシテ其生計ニ苦ム者ハ, 相ニ寅縁シテ村落ニ移リ寺子屋ヲ創メ大ニ小学ノ進歩ヲ挫折セリ。其所謂寺子屋ナル者モ其村落ノ資財ヲ以テ維持スル者ニシテ, 寺子屋ヲ開キタル地方ハ固ヨリ小学校ヲ設立シ之ヲ維持スルノカナキニ非サルヲ以テ, 五月, 村落ノ寺子屋ハ皆公立小学校若クハ其分校ニ改正セシメ, 暫ク適宜ノ教科ヲ施行スルヲ許シ漸次正科ニ従ハシム。然レドモ家塾固ヨリ学制ノ禁スル所ニ非サルヲ以テ, 式ニ依リ開業ヲ請フ者ハ之ヲ許シ, 唯学齡児童ノ入学ヲ禁止ス⁽⁶²⁾」と述べ

ている。このなかで, 「五月, 村落ノ寺子屋ハ皆公立小学校若クハ其分校ニ改正セシメ」とあるのは, 5月19日に, 「従来之家塾ハ小学校或ハ分校ト改称」するよう指令した「家塾改正並御布達⁽⁶³⁾」, 5月20日に, 「自今従来ノ家塾ヲ以テ小学校又ハ最寄某小学校分校ニ改正可致」と出された「小学拡張ノ儀ニ付達⁽⁶⁴⁾」を指すものと思われる。このように布達を出して伝統的教育機関の再編を進めた結果, 旧岩手県管内において119校の公立小学校が開設され, そのうちの41校が「貧民学校」であった⁽⁶⁵⁾。表2からも明らかのように, とりわけ閉伊, 九戸郡地方に多いことが窺える。

すなわち, 1876(明治9)年に「貧民学校」が多数設置されたのは, 既存の伝統的教育機関である私塾や手習塾を公立小学校に再編するにあたって, 北上高地に位置する閉伊, 九戸郡のように, 学校維持が困難だと思われる地域に対して, 県が重点的に設置を認可したことのあらわれと考えられる。「貧民学校」は設置願を提出し許可を得るという形をとっており, 県が一方的に指定して設置するわけではないのだが, これだけ多数の学校が「貧民学校」として開校しているのをみると, やはり県から区戸長に対してなにかの働きかけがあったものと考えられる。そしてこの年の「岩手県庁文書」には, 1月から3月にかけて, 「仁恵学校設立ニ付該区戸長江御達」や「仁恵学校設立並位置及戸長御達」, 「貧民校設立ニ付戸長より伺出御指令」といった文書を確認することができ, 区戸長と県とのやり取りが存在したであろう様子を窺うことができるのである⁽⁶⁶⁾。

「貧民学校」として認可されると, 表3にあるように, 県から毎月委託金利子の分配をうける。平均的には一ヶ月あたり2円から2円50銭である。「貧民学校」

表3 「貧民学校」費(各年12月分)支給額表
(単位:校)

支給額	1877年 (明治10)	1878年 (明治11)	1879年 (明治12)
6円	1	1	1
3円50銭	6	6	6
3円	1		
2円50銭	37	37	40
2円	11	13	13
合計額	144円50銭	145円50銭	153円

本表は「岩手県教育史資料」第5~7集をもとに作成した。

では授業料は徴収しないので、不足分は前項で取り上げた上有芸学校がそうであったように、寄付金を募り、それを学資金として積み立て、富者に貸し付け、そこで得た利子を充てるといふことが多いものと考えられる。

5. おわりに

本稿では、1870～80年代にかけての「学制」期、「教育令」期において岩手県に設置された「貧民学校」と称される仁恵学校に焦点を当て、当時の岩手県の教育行政との関わりからその特質の検討を試みた。ここで、本稿において明らかになった事柄をまとめておきたい。

岩手県の「貧民学校」の嚆矢は、土族滞農事業に伴い開かれた開拓入植地に1873（明治6）年に設けられた「開墾所学校」であった。この学校には開校以来県費による支給がおこなわれ、1874（明治7）年からは文部省扶助委託金による校費の支給がおこなわれた。この「開墾所学校」が、仁恵学校あるいは「貧民学校」と称されるようになった。こうした文部省扶助委託金を財源とした補助金支給を受けた「貧民学校」は、1875（明治8）年からは北上高地に位置する閉伊、九戸両郡を中心とした、小学校の設置が進んでいない地域に設けられるようになった。「貧民学校」の指定は、各地区の請願にもとづいておこなわれたが、実質的には県の小学校普及施策にもとづいて、県により開校を促された地区が多かったものと考えられる。とりわけ1876（明治9）年の新岩手県の成立にあたっては、県によるそれまでの小学校設置方針が変わり、伝統的な教育機関である私塾や手習塾を小学校として再編し、小学校の普及を図るという取り組みがおこなわれ、多くの小学校が設立されたが、そのうちの41校が「貧民学校」として開校した。そしてその大部分は、閉伊、九戸両郡の小学校であった。

こうした経緯により設置された岩手県の「貧民学校」は、県による小学校施策のなかに位置づけて考えることができる。すなわち、小学校の設置が進んでいない、あるいは旧来からの伝統的な教育機関が存続している地域において、小学校の普及、維持を図る目的で補助金支給をおこなった小学校を「貧民学校」と称したのである。よって、1890年前後から多くの設置をみた慈善学校とはその性質は異なるといえよう。しかし、設立にあたっては、県による補助金を補う形で寄付金が募られている学校があり、その意味では富者による慈善的な側面をもつとらえることもできるが、この点に関しては、岩手県における教育費財源としての寄付

金の性格を、先行研究もふまえながら改めて検討する必要がある。

「学制」期の仁恵学校については、これまでその具体像がほとんど明らかにされてこなかったが、本稿における検討によって、その事例の一つを提示することができたと考える。すなわち岩手県の仁恵学校は、小学校の設置の進んでいない、もしくはその維持が困難だと考えられる地域に重点的に設けられ、県費による補助が継続的におこなわれたもので、県の小学校施策の一環として設けられたものであった。こうした就学督励の側面をもって設置されたということが、「学制」期の仁恵学校の特徴の一つであると考えられる。

最後に今後の課題について述べておきたい。本稿においては、民衆の視点からの「貧民学校」についての検討は必ずしも十分ではなかったため、今後はこの点に着目しながら検討を進めていきたい。また、先述したように岩手県では「学校令」期に比較的多くの小学簡易科が設置されるが、今後はこの小学簡易科との関わりから「貧民学校」をとらえる作業もおこなってきたい。

註

- (1) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1巻、教育資料調査会、1964年（1938年初版）、283頁。
- (2) 『日本近代教育百年史』第3巻学校教育(1)、国立教育研究所、1974年、514頁。
- (3) 久木幸男「慈善洛東学院とその周辺」（『横浜国立大学教育紀要』第22集、横浜国立大学教育学部、1982年、125頁）。
- (4) 岩手県における小学簡易科の状況とそれをめぐる民衆の教育要求については、拙稿「岩手県における小学簡易科の研究—民衆の教育要求との関わりから—」（『地方教育史研究』第23号、2002年）において、検討を加えている。
- (5) 田中勝文「貧児教育の百年」（『青少年問題』第15巻第9号、青少年問題研究会、1968年、37頁）。
- (6) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』講談社、1962年、122頁。
- (7) 同上。
- (8) 同前書、122～123頁。
- (9) 田中勝文「明治中期の貧民学校—小学簡易科制度の実態分析—」（『日本の教育史学』第8集、教育史学会、1965年、41頁）。
- (10) 前掲『日本近代教育百年史』第3巻、519頁。
- (11) 前掲『明治前期教育政策史の研究』、124頁。

- (12) 戸田金一「飽田仁恵学校の沿革について」(第25回全国地方教育史学会大会研究発表レジュメ, 2002年5月, 7頁).
- (13) この他, 管見の限りでは, 岩手県の仁恵学校について言及した先行研究として, 太田垣幾也「小学扶助委託金に関する研究(2)」(『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第3号, 1964年, 71頁), 沼田俊昭「『学制』下の教育行財政—岩手県における小学校設立維持費を中心として—」(『東北大学教育学部研究年報』第16集, 1969年), 『岩手近代教育史』第1巻明治篇(岩手県教育委員会, 1981年), 長岡高人『岩手県の教育史』(思文閣出版, 1986年)を挙げることができる.
- (14) 片桐吉範, 竹内直養, 原弘三「学務課沿革」1884年, 岩手県立図書館蔵. 本書は, 明治初年から16年までの岩手県教育行政の沿革を記したもので, 岩手県九等出仕の片桐吉範, 竹内直養, 十等出仕の原弘三によって編纂された. なお, 本書には頁番号が付されていないため, 引用の際の註に頁番号を記すことができなかつた.
- (15) 同前書.
- (16) 岩手県における小学扶助委託金に関しては, 前掲「小学扶助委託金に関する研究(2)」が詳しい.
- (17) 前掲『明治以降教育制度発達史』第1巻, 449頁.
- (18) 『岩手県教育史資料』第2集, 岩手県学校用品株式会社, 1957年, 124頁.
- (19) 『岩手県教育史資料』第3集, 岩手県学校用品株式会社, 1957年, 50~51頁. なお同資料所収の「岩手県庁文書」の教育関係文書目録からは, 委託金貸し付けと利子受領について記された文書の所在が確認できる(同「資料」, 10頁).
- (20) 同前書, 49頁.
- (21) 同前書, 51頁.
- (22) 当時の岩手県内234小区中, 小学校が既設の小区は124であった(同前書, 50~51頁).
- (23) 同前書, 15~16, 69, 73頁.
- (24) 以上本文中1875(明治8)年の状況については, 前掲「小学扶助委託金に関する研究(2)」に多くを学んだ.
- (25) 同前書, 76~77頁.
- (26) 同前書, 80頁.
- (27) 『文部省第八年報』(明治13年), 宣文堂書店復刻, 1965年, 264頁.
- (28) 『岩手県教育史資料』第15集, 岩手県立教育研究所, 1963年, 17頁.
- (29) 『岩手県史』第7巻, 名著出版, 1972年復刻(1962年初版), 307頁.
- (30) 前掲『岩手県教育史資料』第3集, 10~12, 53頁.
- (31) 『文部省第二年報』(明治7年), 宣文堂書店復刻, 1964年, 350頁.
- (32) 『岩手県教育史資料』第4集, 岩手県学校用品株式会社, 1957年, 21頁.
- (33) 前掲「学務課沿革」.
- (34) 註29に同じ.
- (35) 『角川日本地名大辞典3 岩手県』角川書店, 1985年, 808頁.
- (36) 同前書, 990頁.
- (37) 『回議綴』第2号(明治9年), 岩手県庁蔵. 前掲『岩手県教育史資料』第4集, 20頁.
- (38) 『回議綴』第12号(明治9年), 岩手県庁蔵. 前掲『岩手県教育史資料』第4集, 29頁.
- (39) 『岩手県教育史資料』第5集, 岩手県学校用品株式会社, 1958年, 33頁.
- (40) 『文部省第一年報』(明治6年), 宣文堂書店復刻, 1964年, 133丁.
- (41) 前掲『文部省第二年報』(明治7年), 350頁.
- (42) 同前書, 351頁.
- (43) 前掲『岩手県教育史資料』第3集, 18~19, 26~27頁.
- (44) 前掲「学務課沿革」.
- (45) 前掲『角川日本地名大辞典3 岩手県』, 130, 1036頁.
- (46) 『回議綴』第8号(明治8年), 岩手県庁蔵.
- (47) 『岩泉地方史』上巻, 岩泉町教育委員会, 1980年, 506頁.
- (48) 前掲『角川日本地名大辞典3 岩手県』, 64, 1034頁.
- (49) 『回議綴』第9号(明治8年), 岩手県庁蔵.
- (50) 前掲『岩泉地方史』上巻, 513~514頁. しかし同書では, 1900(明治33)年に編纂された安家小学校の沿革誌には, 「維新前にありて寺子屋教育行われず文字を解するもの絶無の有様なりき」と記されているとしており, 手習塾の存否の詳細は不明である.
- (51) 『文部省第三年報』(明治8年), 宣文堂書店復刻, 1964年, 105頁.
- (52) 前掲『回議綴』第9号(明治8年).
- (53) 同上.
- (54) 前掲『岩手県教育史資料』第3集, 19頁. 『岩手県議会史』第1巻, 岩手県議会, 1961年, 1235頁. 『岩手県姓氏歴史人物大辞典』角川書店, 1998年, 540頁.

- (55) 前掲『岩手近代教育史』第1巻, 387頁.
- (56) 前掲『岩手県教育史資料』第3集, 78頁.
- (57) 前掲「学務課沿革」.
- (58) 前掲「『学制』下の教育行財政—岩手県における小学校設立維持費を中心として—」, 根津修貴雄「明治初期岩手県小学校教育費の社会的組織化と統制に関する研究(その一)」(『岩手大学教育学部研究年報』第42巻第2号, 1983年).
- (59) 前掲『岩手県教育史資料』第2集, 113頁.
- (60) 同前書, 154頁.
- (61) 前掲『文部省第三年報』(明治8年), 490, 918~925頁.
- (62) 前掲「学務課沿革」.
- (63) 前掲『岩手県教育史資料』第4集, 77頁.
- (64) 同前書, 20頁.
- (65) 前掲「学務課沿革」.
- (66) 前掲『岩手県教育史資料』第4集, 18~19頁.

Characteristics of the Charity School in Iwate Prefecture
in the First Half of the Meiji Period

—In Relation to Educational Administration in Iwate Prefecture—

Katsuichiro Karube

The aim of this study is to examine characteristics of the charity school in Iwate Prefecture in the first half of the Meiji period. So far, the characteristic of the charity school in "Gakusei-ki (1872-1878)" has not been fully studied. Then, paying attention to the characteristic of the charity school in "Gakusei-ki", it considered to relation by educational administration in Iwate Prefecture.

As a result, it is made clear that the charity school was established as part of a prefecture policy which aims at the spread of elementary schools. It is because the many were prepared in the area which installation of an elementary school was not progressing. Therefore, having been installed for entering-school encouragement is one of characteristics of the charity school in "Gakusei-ki".